

## 学校法人 滋賀学園 役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人 滋賀学園 寄附行為第5条及び第20条に定める法人の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）並びに評議員の報酬（以下、「役員報酬」という。）及び手当の支給に関する必要事項を定めることを目的とする。

(役員報酬等)

第2条 役員報酬は、常勤役員に支給する。ただし、本学園の職員として、別途、給与等の支給を受けている者には、支給しない。

2 常勤しない役員（以下、「非常勤役員」という。）並びに評議員には、その都度、日当及び実費弁償を行う。ただし、理事会が特定する非常勤理事には、報酬を支給することがある。

(役員報酬の内容等)

第3条 前条第1項に定める役員報酬は、給料（本俸）及び特別手当とする。

2 役員報酬は、学校法人 滋賀学園 給与規程の定めるところに基づいて支給する。

(給料<本俸>)

第4条 常勤役員の給料（本俸）月額、別に定める。

(特別手当)

第5条 特別手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下、これらの日を「基準日」という。）に、在職する常勤役員に、基準日から起算して、15日を超えない範囲で、理事長が定める日に支給する。これらの基準日前、1月以内に、退職または死亡した常勤役員に関しても同様とする。

2 特別手当の額は、理事長が理事会及び評議員会に諮って定める。

(非常勤役員等の手当)

第6条 非常勤役員及び評議員の日当は、7,000円とする。ただし、会議時間及び形態等によって、変更することができる。

2 理事会が特定する非常勤理事の報酬は、給料（本俸）月額110,000円とする。

3 会議等の出席に要した経費は、実費を弁償する。

(月の途中で就任または退任した場合の報酬)

第7条 月の初日以外の日、新たに就任した役員並びに月の末日以外の日、退任した役員の報酬は、休日を除いた日数の日割り計算で支給する。ただし、死亡の場合は、当該月分の全額を支給する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会が行う。

(その他)

第9条 理事会は必要がある場合、この規程の運用に関する細則を制定することができる。

附則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。